

国際市民社会からの論点：価値の対立

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 知的財産権 vs 医薬品アクセス | = 生命の維持と人権 |
| 2. 知的財産権 vs 種子の権利 | = 食料主権、持続可能な農業 |
| 3. 電子商取引(データロー問題) | = 人権、消費者保護 |
| 4. 公共サービス/政府調達 | = 自治と地域主権、地域経済 |
| 5. 気候変動対策 | = 環境、持続可能な世界 |
| 6. 投資の自由化・保護、ISDS | = 国家主権、公共政策 |
| 7. 秘密主義 | = 民主主義 |

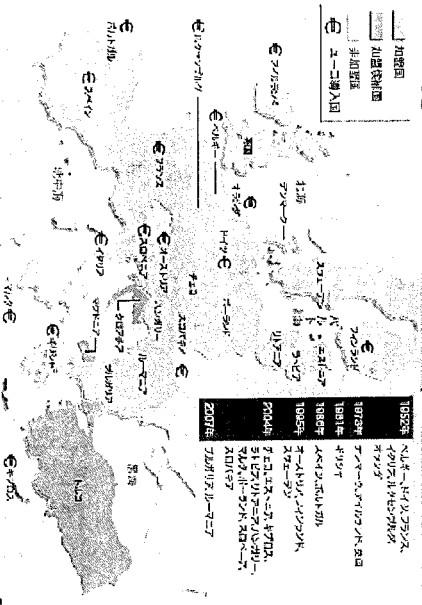
自由貿易 vs 保護主義 ではない

根源的な問い
 すべての人が豊かになれるのか？ 富の再分配と貧困・格差の是正？
 利潤か、いのちか？
 多様化・多文化化する世界とコミュニケーションの崩壊、アイデンティティの危機

02 日EU経済連携協定の 内容と問題点



EU加盟国と加盟年



日EU経済連携協定の交渉分野(全23章)

1. 総則	2. 物品貿易	3. 原産地規則	4. 投資・貿易円滑化	5. 貿易救済	6. 衛生植物検疫(SPS)	7. 貿易の技術的障壁(TBT)
8. サービス貿易・電子商取引	9. 資本移動・支払・移転	10. 政府調達	11. 競争政策	12. 補助金	13. 国有企業	14. 知的財産
15. 企業統治	16. 貿易及び持続可能な開発	17. 透明性	18. 規制協力	19. 農業協力	20. 中小企業	21. 紛争解決
22. 制度的規則	23. 最終規定					

TPP協定の交渉分野(全30章)

0. 前文	8. 貿易政策	16. 貿易政策	24. 中小企業
1. 貿易政策 - 一般の政策	9. 投資	17. 貿易政策	25. 規則の整合性
2. 物品貿易	10. 繊維繊維製品	18. 知的所有権	26. 透明性・紛争防止
3. 繊維・繊維製品	11. 金種・ペイズ	19. 労働	27. 調停・調解
4. 海産物貿易	12. 一時的入国	20. 運輸	28. 紛争解決
5. 知識財産・知的財産	13. 非高度化	21. 電力・電力輸送	29. 例外
6. 衛生植物検疫(SPS)	14. 電子商取引	22. 競争力・ビジネスの国際化	30. 協定規定
7. 技術的障害(TBT)	15. 政府調達	23. 司法	

日本への影響①農産物

品目	現行関税	TPPの合意内容	日欧EPAの合意内容
米	341円/kg	米: 農産物に「5万トンの増輸入枠」を設定し、米の輸入を米産国に上積み。 小麦: 3万トンの「7年枠」の低関税輸入枠を設定。 大豆: 15万トンの低関税輸入枠を設定。	6万トンの「7年枠」の低関税輸入枠を設定。
小麦	55円/kg	同上	2700トン(7年枠)の低関税輸入枠を設定。
大豆	30円/kg	同上	11万トンに削減
牛肉	4.3%、低関税率4.3%、低関税率4.3%、低関税率4.3%	牛肉: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、牛肉の輸入を牛肉産国に上積み。 豚肉: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、豚肉の輸入を豚肉産国に上積み。 鶏肉: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、鶏肉の輸入を鶏肉産国に上積み。	牛肉: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、牛肉の輸入を牛肉産国に上積み。 豚肉: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、豚肉の輸入を豚肉産国に上積み。 鶏肉: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、鶏肉の輸入を鶏肉産国に上積み。
チーズ	29.8%など	ソフトチーズは現行税率 ハードチーズは現行税率	2万トン(ハード品)・5万トン(ソフト品)の増輸入枠を設定し、ハード品は現行税率、ソフト品は現行税率。
バナナ・柑橘類	10.8%、低関税率10.8%、低関税率10.8%	バナナ: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、バナナの輸入をバナナ産国に上積み。 柑橘類: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、柑橘類の輸入を柑橘類産国に上積み。	バナナ: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、バナナの輸入をバナナ産国に上積み。 柑橘類: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、柑橘類の輸入を柑橘類産国に上積み。
砂糖	29.8%	砂糖: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、砂糖の輸入を砂糖産国に上積み。	砂糖: 農産物に「10万トンの増輸入枠」を設定し、砂糖の輸入を砂糖産国に上積み。

大きく異なる日本とEUの情報開示と意見聴取

図表1 日EU経済連携協定に関する欧州委員会の情報公開

2010年	「日EUの貿易及び経済関係の将来」と題した「ブリュッセルレポート」発表
2011年	同「ブリュッセルレポート」の報告書を公表
2013年	交渉開始
2016年	影響評価報告書をリリース(314ページ) ⁵
2016年9月	交渉の内容の概要をリリース
2017年3月	「中小企業」規制協力など2章のEU提案協定文を公開
2017年7月	「大枠合意」発表、協定文の一部、アグロシムシート等を公開
2017年9月	交渉アグロシムシートを公開
2017年12月	交渉妥結、ほぼすべての協定文を公開、以降付属書等を順次公開

2018年7月19日 日本政府は協定文の日本語訳をウェブサイト公表(国会審議の約4カ月前)

品目	削減率	削減開始時期	関税率
トマト加工品	9~29.8%	6~11年目に段階	同税率
オリーブオイル	16~32%	6~8年目に段階	同税率
同果汁	21.3~29.8%	6~11年目に段階	同税率
りんご	17%	11年目に段階	同税率
同果汁	19.1~34%	8~11年目に段階	同税率
ぶどう	7.8~17%	即時段階	同税率
林産物	2.2~6.0%	16年目までに段階撤廃、セーフガードあり	8年までに段階撤廃、セーフガードなし
ワイン	15%または194円/750mlの低い方	8年目に段階	即時段階

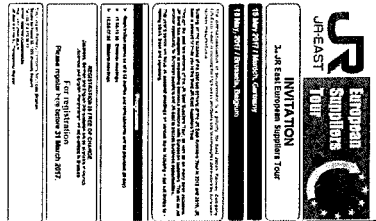
* 史上最悪の農業破壊協定・TPP以上に譲歩した日欧EPA(関税撤廃率82%)
 * 酪農: TPPで守ったソフトチーズ低関税輸入枠を新設(現輸入量に相当の2万トン、毎年39%増で16年後に3.1万トン)は無税
 * 豚肉: TPPと同水準だが、影響は遥かに大きい
 * 林産物: TPPより短期間ですべて撤廃、セーフガードもなし
 * パスタ: 小麦の輸入量はわずかなが、関税撤廃により国内で作るより製品を輸入するほうが安くなり、地場産業者・国内小麦への影響は大きい。ビスケットも同様。

●政府調達分野にて 日本が護歩し、「安全注釈」条項の撤廃

安全注釈:
WTOの政府調達協定(GPA)にて、日本は政府調達の対象として様々な分野を挙げている。そのうち、「運送における運転上の安全に関連する調達」は、含まない」とする注釈を設けており(例:付表3注釈a)。「鉄道車両等運転上の安全に関する物品やサービスを提供する場合は国際入札によらなくともよい」としている。これを「安全注釈(OSC:Operational Safety Clause)」という。

EU側は長らくこの撤廃を要求。それを飲んだ形で日EU経済連携協定で日本は注釈を撤廃＝EU企業が鉄道に参入できることに。

EU側は、EUの注釈(日本企業を国際入札の調達先から除外できるなどの注釈)について、車両を含む鉄道産品の一部のみを撤廃＝非対称な開放



日本への影響③保険(金融サービス)

- * 日本の保険市場開放を求めるEU
- * 背景には欧州の保険会社の要請
- * リーク文書: EU側は「保険サービス」章に明確に「郵便事業体による保険サービス＝かんぽ保険」「相互扶助協同組合による保険サービス＝共済」を定義づけ、外国企業との平等な競争条件の確立を求めている。

リーク文書「金融サービス」におけるEU提案

第XX条 郵便保険会社による保険サービスの提供

2.締約国は、市場における同様の保険サービスの民間供給者と比較して、第1項に記載された保険サービスの供給に関して、郵便保険事業体にとってより有利な競争条件を作る下記の措置を採択し、維持してはならない。

- 締約国が保険サービスを提供する郵便保険会社に課す条件よりも不利な条件を民間供給者に課すこと。または
- 郵便保険事業体が、民間供給者よりもより有利な条件のもとで、保険サービス販売のチャンネルをつくること。
- 郵便保険事業体による第1項に記載された保険サービスの供給に関して、締約国は、民間供給者による同様の保険サービスの供給に適用されるものと同じ規制および執行の取り組みを適用しなければならない。

リーク文書「金融サービス」におけるEU提案

第XX条 共済協同組合による保険サービスの提供 (Mutual Aid Cooperatives)

1.締約国は、市場における同様の保険サービスの他の供給者と比較して、保険サービスの供給に関して共済協同組合により有利な競争条件を与える措置を採択または維持してはならない。

- 締約国は、他の民間保険会社が同様の保険サービスを提供する際に適用される監督・監視および執行活動と同レベルのものを共済協同組合に適用しなければならない。(後略)
- 締約国は、共済協同組合に、保険サービスの提供に関する年次財務諸表を公表するよう要求しなければならない。この諸表は、一般的に受け入れられている会計原則が要求する詳細レベルの情報を提供し、同種のサービスを提供する公的に取引される民間企業または同等の規則に関する領域で適用される監査基準に従うものとする。

欧州ビジネス界からの要望

日本郵政

BRT(ビジネスラウンダー)は日本政府のこれまでの決定内容に失望している。日本には、世界貿易機関(WTO)のルールを遵守する義務があり、「サービス」の貿易に関する一般協定(GATS)の内国民待遇規定もその義務の一つである。これは、日本郵政にEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことを意味する。特に、以下のとおりである。

a. かんぽ保険事業には、資本、支払余力(ビルペンション・ローン)、課税、保険契約者保護基金に関して、民間部門の保険業者と同じ要件を課すべきである。日本郵政が現在有する独占的地位からの内部補助金を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまでは、新商品の導入だけでなく、かんぽ生命保険の保険金額の限度額引き上げ等を旨とする日本郵政の事業拡大には制限が必要である。BRTは、とりわけ、かんぽ生命保険の新商品や改良商品が最近承認されたことについて懸念を抱いている。また、日本郵政を引き継ぎ金融庁(FSA)の管轄下に置くことも絶対的に必要である。これらの要求は十分に「政府調達」に関する協定(GPA)の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

b. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的開航、検査、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されるべきである。

日本への影響④食品添加物の承認

* 欧州は日本の「非関税障壁」として、添加物の承認を交渉前の段階から要求。農産物の関税が下がっても、添加物の規制が緩和されなければ輸出は伸びないため。

* EUからのリストに応じて、すでに日本はいくつかの添加物を承認(あるいは適用拡大)
未承認のものは今後、順次承認がされていく。

問題分野① 越境データ問題(電子商取引)

◆ EUにおける個人データ保護の思想と政策

1993年 欧州連合(EU)誕生:加盟各国は個人情報保護(プライバシー保護)に関する独自の法律を運用

1995年 『個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令』(「EUデータ保護指令」)採択。1998年までに各国の個人情報保護制度に指令を反映させるよう求める

* 第25条:EU加盟国から域外の第三国への個人データ移動は規定個人データの保護に関する措置が、EUデータ保護指令の水準に満たしていない第三国やその国の企業には個人データを移転してはならない = 「十分性認定」

2000年 米国の間に「セーフハーバー協定」締結

2016年 米国の間に「プライバシー・シールド協定」締結

2018年5月 「EU一般データ保護規則」が施行予定

◆ EUから「十分性認定」を受けている国 (4年ごとに定期的に審査、無効となることもある)
メキシコ、カナダ、アルゼンチン、ガンジー島、マジョルカ島、ジャージー島、フェロー諸島、アンボラ、イスラエル、ウルクグアイ、ニュージーランド (計11の国および地域)

◆ 米国とEUの越境データ問題

・ 米国にはEUの十分性認定を受けられる分野構造的な個人情報保護法制がない。

・ 2000年 米商務省とEUが締結した「セーフハーバー」協定に基づき、米商務省が認定した米国企業には、EU域内から米国に個人データの移転を認定。グーグル、アマゾン、facebookなどIT大企業をはじめ、約4400社が同協定を便してデータ移転をしてきた。

・ 2013年、米中央情報局(CIA)元職員のエドワード・スノーデン氏が、facebookのプラットフォーム子会社の持つ個人情報を米当局が大規模に盗視していたと暴露を暴露。→ EUにおいて「セーフハーバー」協定が問題視。

・ 2015年10月、欧州司法裁判所は「セーフハーバー」協定を無効とする上判断。→ EUは米国に個人データのより強い保護を求める

・ 2016年2月、EU域内から米国への個人情報の移転を巡る新協定「EU-米国の個人情報移転に関する新協定」(「プライバシー・シールド」) (EU-US Privacy Shield) 基本合意。2016年7月12日採択。

・ 米企業は個人情報を保護を巡る米商務省の監督強化
・ 米企業による欧州ユーザーの個人情報の米国への移転の条件として、米国より厳しい形勢の個人情報の取り扱いを義務化
・ 米国内のユーザーに保存された欧州市民の個人情報と米商務省の監視・捜査活動に提供しないこと
・ 米国側は「プライバシー」を新設し、欧州ユーザーからの「プライバシー」流出に関する申し立てに対応すること



EU一般データ保護規則 (GDPR) 2018年5月25日施行

・個人データ保護法の範囲を拡張、個人の権利の強化や企業への説明責任の導入、制裁と執行の増大を目的

以下の点がEUデータ保護指令よりも強化

- ・透明で適切なライフイベントポリシーの提供
- ・明示的な同意の取得
- ・忘れられる権利
- ・子データ・ポータビリティの権利
- ・プロファイリングの拒否
- ・16歳以下の利用者について保護者の同意
- ・子データ連反時の報告・連絡(可能な限り24時間以内)
- ・個人データ保護影響評価
- ・個人データの範囲
- ・監督機関による課徴金(最大で年間連結売上高の2%の課徴金)
- ・罰金(全世界売上げの4%あるいは最高2000万ユーロ(約26億円))

問題分野④ 投資家対国家紛争解決 (ISDS)

EUにおけるISDS「改革」に向けた動き

- 2010年～ 市民社会、専門家、EU議員、元交渉官などからのISDSへの強い批判
 - 2014年1月 米国とのTTIPにて、ISDS条項については交渉を停止
 - 2014年3～7月 欧州市民へのオンライン・パブリックコンサルテーション
 - 2015年9月 米国とのTTIPにて、「投資裁判所 (ICSJ)」を提言
 - 2016年2月 ベトナムとのFTAにてCICS導入に成功
 - 2016年 カナダとのCETAにおいてもICSJを提言
 - 2017年1月 スイス・ダボス会議でEU側がISDSに代わるメカニズムとしてICSJを議論する場を持った
- 日本とのEPAでもICSJを提案、しかし日本は従来の「ISDS」を主張
→その結果、且EU経済連携協定にはISDS等のメカニズムは含まれない。

日欧EPAと越境データ問題

日本政府 日本産業界
 TPPと同じく、日欧EPAに「越境データの移転の自由」規定を盛り込み、より柔軟な移転を求める

VS

EU
 EU基準は譲らず=「十分性認定」のない国へのEU域外のデータ移転の原則禁止。

日欧EPA交渉において

- ・「十分性認定」の基準を定める議論?
- ・交渉分野からは除外し、米国との「セーフハーバー」協定や「ライフイベント」協定のような特別な協定を別途締結?

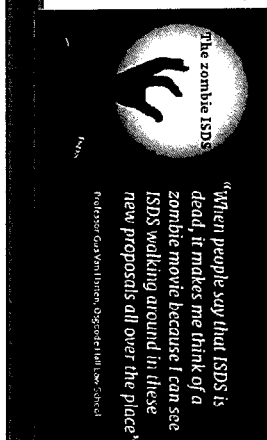
TPP
 14章「電子商取引」
 ・個人情報を含む越境データ移転を促進
 ・「セーフハーバー」設置義務の禁止
 ⇒ 米国基準でEUの基準と逆行

欧州議会の見解

- ・仲裁機関と国内裁判所との並行した手続きを禁止する規定を導入する。
- ・総合的な政治的判断により、双方はISDSの仲裁手続きの要求を阻止できる。
- ・上訴のメカニズムを確立することに向け、明確で保証された道筋をつける。
- ・仲裁への一般市民の十分な参加を保証する。
- ・利害対立を持たず義務的な倫理規則に従う独立した仲裁人による仲裁裁判所とする。
- ・公共利益のため、規制する権利を示す明確な規定を導入する。
- ・一旦外部委託したサービスを公的部門に戻すことを妨げないよう保証する。
- ・社会や環境、セキュリティ、金融システムの安定性、公共衛生、安全性など正当な政策目的を保護する非差別的な行為は、間接的取用には当たらないことを明示する。
- ・外国人投資家の権利が国内投資家の権利を上回らないよう明示する規定を導入する。
- ・ISDSの仲裁の対象分野から社会・労働関連法を除外する。
- ・ISDSの仲裁の前に国内裁判所の法的プロセスを取ることが義務付けられる。
- ・国際的な優良事例を確実に反映するように双方が協定を見直す規定を導入する。

投資裁判所における「改善点」

- ・仲裁廷は常設とし、資格を持つ判事によってなされる(私的に選ばれる仲裁人ではない)。
- ・2審制とする(不服の場合は控訴が可能。控訴審はWTOと同様のルールで裁定される)
- ・提訴は明確なルールにより裁定され、政府の規制権限も確保される。
- ・提訴ができる投資家は明確に定義される
- 市民社会は「不十分」として反発。現在、議会でも議論は継続中



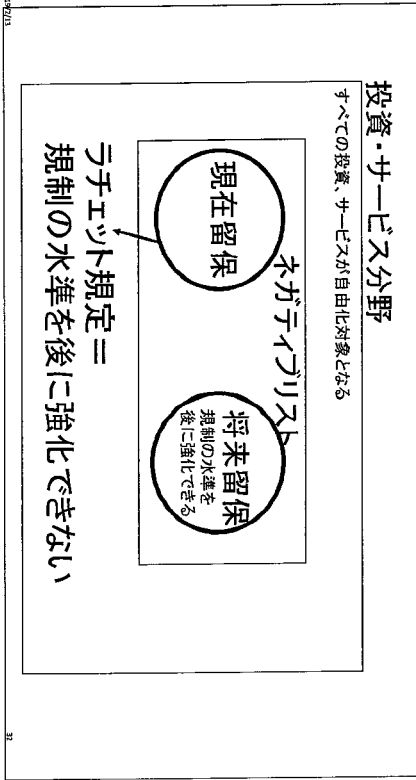
ラチェット条項と水道民営化 — 日EU経済連携協定 —

- 関係する章: 第8章「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」
- この章では、投資やサービス貿易のすべてを自由化の対象とし、①最恵国待遇、②内国民待遇、③市場アクセスの確保などの原則を定める。
 - その上で、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブリスト方式を採用し、リストにあるものは上記の原則を適用しない。
 - 「留保」には2種類ある。
 1. 現在留保: 現行水準の規制を強化できない→ラチェット規定 ※日本は54を列挙
 2. 将来留保: 今後規制を強化することが可能 ※日本は16を列挙
 - ラチェット条項とは、ネガティブリストの「現在留保」で挙げた措置だけに適用される＝協定すべてに適用されるわけではない

日本のネガティブリストの内容と水道

- 日本政府は上水道を「現在留保」としてネガティブリストに挙げている
- 開通する義務: 内国民待遇
 - 措置: 外国為替及び外国貿易法 第27条、対内直接投資に関する政令 第3条
 - 概要: 投資の自由化
 1. 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続
 2. 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障をきたすことになる事態を引き起こす恐れがあるかどうかという観点から実施する。
 3. 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更または投資に係る手続の中止を要求されることがある。
- ⇒この規定における現行水準の規制を強化することはできない。

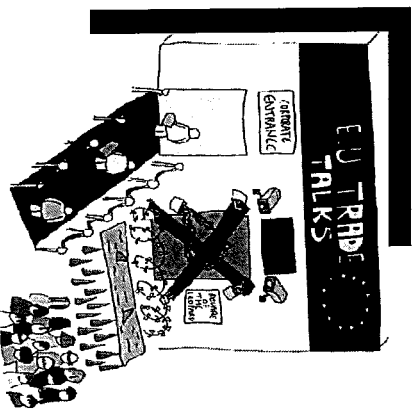
日EU経済連携協定



問題分野⑤ 規制の協力

- * 規制協力 (TPPでは「規制の整合性」)の目的:
 - ・各国間の規制緩和をめざす。
 - ・場合によっては国際基準に合わせる形を取る

- * メカニズム
 - ・規制協力委員会の組織化
 - ・規制緩和・撤廃や新たな措置の導入に関する恒常的なチェック、報告
 - ・利害関係者の関与

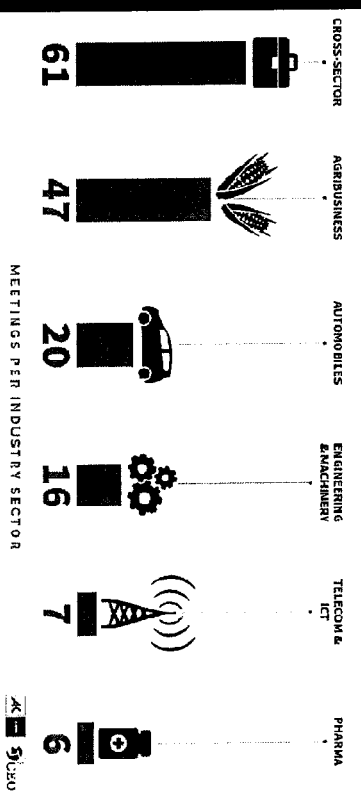


03
欧州ビジネス界の
要望

WHO LOBBIED THE MOST ON THE EU-JAPAN TRADE DEAL?

Logos include: BUSINESS EUROPE, ESF, CCGOV, ACEA, BDI, Telefonica, Deutsche Bank, Sparinvest, RACARDI, DAIMLER, Renault, Peugeot, facebook, BT, MOST & CHANDON, Peugeot Record, VEOLIA, etc.

WHICH SECTORS HAD THE MOST MEETINGS ON THE EU-JAPAN TRADE DEAL?



◆日・EUビジネス・カウンタートーグル

1996年に日・EU産業人カウンタートーグルと日・EUビジネスカウンタートーグルの統合により設立
年一回、日・EUで交易に促進されるBRT年次委員会では日・EU企業の役員クラスが日・EU間の経済関係強化に向け
て討議を行い、日・EU政府当局に対する提言を採択

EU産業界から日本への提言 2016年4月の提言書より

- ・欧州規格 (EN) や国際標準化機構 (ISO) 規格により承認された製品またはCEマーキング認証製品の輸入を受け入れること
- * 自動車
- * 建設用製品 (建築資材) : 日本森林規格 (JAS) / 日本工業規格 (JIS) と欧州規格 (EN) のすべての相互承認
- * 化粧品 : いわゆる医薬部外品 (認可原材料の開示、標準的な申請期間) の承認に関する共通規則、効能表現や広告に関する共通規則、化粧品への使用が認められる原材料の共通データベース、そして動物実験の代替案に関する共同基準の確立を要請。日欧EPAでも交渉分野として扱われるようになった。

「欧州の化粧品会社は、日本とEU間の原材料基準や認められる効能の違いにより、いわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の製品認証手続きのため、日本での事業拡大を常に困難に感じている。」

* 動物用医薬品 : EUで既に認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、市販承認申請の関係書類のさらに厳しい見直しや日本特有の試験が求められ、その結果コストが上がり、遅れが生じている。

運送・物流:
運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点もたらされるよう、認定事業者 (AEO) 制度の改定を提言。

外国直接投資の促進:

- ① 日本企業同士の株式交換に適用されていると同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインにたいしても課税繰延べ制度を適用すべき
- ② 純営業損失 (NOL) に関する不利な規則、すなわち日本国内企業は、(2017年から) 損失の50%を10年間繰り越すことができるようになる。
- ③ 日本の相続税に関する規則は、外国人は、日本での在留者として登録した初日から、すべての国際遺産を対象とする相続税を負担する責任を負う。これは、世界的に年後者としての適用とされては、所得税制、および最近導入され、永住ビザまたは配属者用ビザのいずれかの保有者だけに適用される出国税のいずれの適用とも異なる。これは、外国直接投資の阻害要因となる。
- ④ 外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門では比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状で外国企業に利益をもたらすための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

加工食品 : 日・EU間の基準と技術要件の違いと輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会 (FSC) は検査を日本で実施するよう強く求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下提言
a) 承認プロセスの迅速化と根本的な改正に加えて、認可食品添加物の種類を大幅に増やすこと
b) 重複評価のコストを削減するため、適合性評価手続きの相互承認を実現すること
c) 申請手続きのすべての段階に期限を設けること
日本でも認可されている食品添加物の数は限られており、EUと日本との間の基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は競争効果を活用することができない

LEDランプと照明器具 : 国際電気標準会議 (IEC) などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法 (PSE) / 日本工業規格 (JIS) / 電気安全環境研究所 (IEE) などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていない。
ラベル表示に関する規則 : EU企業にとって日本のラベルの規制に合わせるコストが多々。例 : 家具の寸法表示
家庭用品品質表示法の改正などを求める。

軽自動車およびその他の自動車の規制 :
2015年からの軽自動車の規制改革では不十分。欧州のコンパクト車が日本市場で軽自動車と同等の条件で参入できるように規制改革を求める。

関連

日本政府は、調達市場へより参入しやすくするための取組組みを一層強化していくかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げることで、また運輸・交通部門における「業務安全上の事項」の意味をより明確にするまたは撤廃することで達成できる。また日本は、現在19都市しか含まれていない、政府調達に関する協定 (GPA) に含まれる都市を増やすことが望ましい。

また、日本は英語の情報をさらに増やすことが望ましい。BRTはさらに、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

BRTはさらに、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

- < 具体的提言 >
- ・ ヘルプデスクの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘルプデスクの性能を考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにすべきである。
 - b. 単年度予算調達という制約は緩和すべきである。
- ・ 宇宙活動利用地上設備の総合システム調達の奨励すべきである。
- ・ 日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。
- ・ 業務安全事項に対する直近の変更が、政府調達に関するWTO協定に則って、実際に、よりオープンな入札要請に繋がることが望ましい。